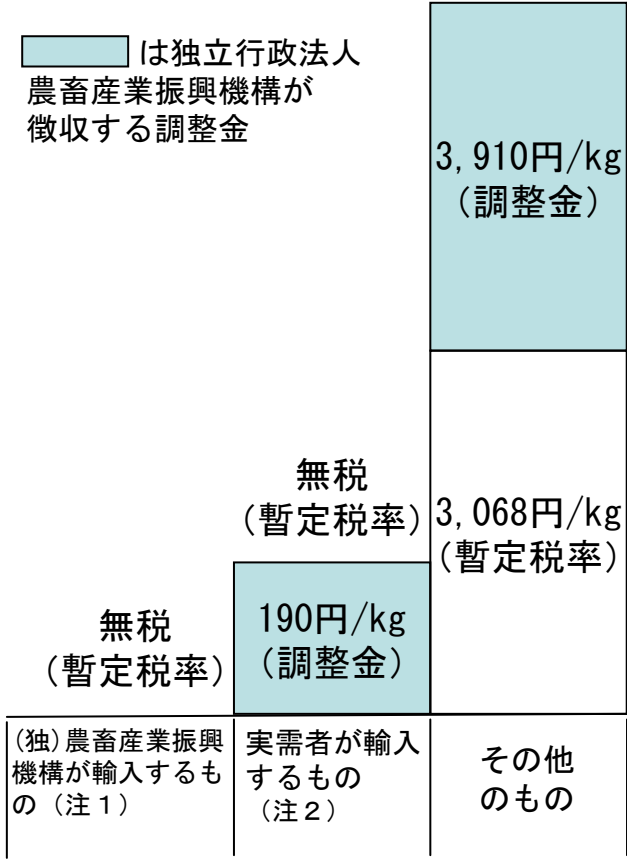


生糸に係る関税制度の改正

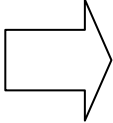
平成20年度以降の蚕糸対策の一環として生糸の実需者輸入制度が廃止されることに伴い、実需者が安定的に輸入生糸を調達できる仕組みとして、生糸を新たに関税割当制度の対象とする。

現 行

■ は独立行政法人
農畜産業振興機構が
徴収する調整金



今回答申



(注1) 独立行政法人農畜産業振興機構が、生糸の輸入に係る調整等に関する法律第2条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの
 (注2) 絹業を営む者又はその団体が、生糸の輸入に係る調整等に関する法律第11条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの
 (注3) WTO譲許表においては、繭・生糸の共通枠（生糸換算798トン）として関税割当てを設定している。